

住宅の新築または購入をお考えの皆様へ

移住促進事業補助金



東串良町では、本町へ移住して下さる皆様に対し住宅取得にかかった経費の一部を助成する新たな制度がございます！

【補助対象者】



東串良町以外から、定住の意思をもって平成 29 年 1 月 1 日以後に東串良町へ転入された方で、以下の要件を全て満たしている方が対象となります。ただし、東串良町以外の市町村に 3 年以上住民票があった方に限ります。

- ① 東串良町内に住宅を新築もしくは購入し、当該住宅に居住していること
- ② 当該住宅に引き続き 5 年以上居住する意思があること
- ③ 配偶者もしくは義務教育終了に満たない者を扶養していること
- ④ 東串良町における居住地の振興会（自治会）に加入していること
- ⑤ 過去 3 年度にわたり市町村民税の滞納がないこと

【補助金額】



区分	金額（加算額）	最大交付額
新築	基本額	15 万円
	中学生以下の扶養親族 1 人	10 万円 ※最大 3 人
	東串良町内の設計業者と契約	10 万円
	東串良町内の建築業者と契約	50 万円
	柏原小学校区に建築	10 万円
		115 万円
購入	基本額	15 万円
	中学生以下の扶養親族 1 人	10 万円 ※最大 3 人
	柏原小学校区の住宅購入	10 万円
		55 万円

※予算の範囲内での対応となります。

※住宅取得日から 1 年以内に下記の窓口へ申請してください。

詳しいお問い合わせは 東串良町役場 企画課 地域振興係
TEL/0994-63-3122
Mail/kikaku@higashikushira.com